

## F 社会思想におけるリプロダクション

世話人：後藤浩子（法政大学）

報告者：山尾忠弘（慶應義塾大学大学院経済学研究科・日本学術振興会特別研究員）

長谷川悦宏（法政大学）

討論者：深貝保則（横浜国立大学）・後藤浩子

本セッションでは、19世紀の英仏の代表的な社会思想家 J.S.ミルと A.コントを取り上げ、彼らの社会観において、女性と家族がどのように位置づけられ、リプロダクションの社会的編成を構成しているかを分析した。

山尾会員による第一報告「J.S.ミルとウィリアム・トンプソン：リベラル・フェミニズム概念の批判的再検討にむけて」では、所有権の保障としての「安全の原理」を「妻」が享受できる制度の構想をミルもトンプソンも共に課題としたこと、しかし「個人的競争制度」が存在する社会において政治的権利の付与という手段だけで「安全の原理」を実現できるかという点で両者の見解は異なっていたことが指摘された。トンプソンは、体力的な問題などで女性は個人的競争において不利なので、女性の真の意味の解放は労働の組織形態を改変し「協働社会」を建設することを措いてはあり得ないと考えた。これに対しミルは、女性が奪われているのは男性と同様に競争に参入する権利と妻としての財産権であって、これらの権利を付与する法制度の改革によって、女性の解放は可能であるとした。また、女性には女性独自の利益が存在し、これは男性家長の利益に包含されうるものではなく、よって男性家長によって代弁されえない。したがって、女性が自らの利益を主張するためにまず女性に参政権が認められなければならない。このように第一報告では、トンプソンとの比較において、ミルが女性に必要な政治的諸権利をどのように布置したかが明示された。

この第一報告に対しては、討論者から、トンプソンが女性は個人的競争において体力的な問題などで不利であると見なしていたとすれば、そのような女性労働者達が協働し全労働生産物の自由処分権の保障がなされたところでそれがなぜ女性の隷属の解決策になるのか、協働社会の存立可能性を含めもっと踏み込んだトンプソン評価が必要ではないのかという意見が出された。また、ミルが女性の政治的権利獲得の末にどのような家族観を展望していたのか、という質問が出された。

長谷川会員による第二報告「コントの家族論」では、コントの家族論の中に、リプロダクションを契機とする利他主義の道徳性の形成可能性が存在することが指摘された。19世紀の骨相学や生物学の影響を強く受けた性別特性を前提として男女の不平等を是認するコントの議論は、すでに同時代のミルが不同意を表明しているほど保守的なものだが、それでもなお、ミルはコントの家族論に一定の評価を与えた。ミルが同意したのは i)親から子への財産相続の否定 ii)養子制度 iii)家卑家僕を家族の実質的成員とすること、の3点であっ

た。フランス革命後、「社会」そのものの形成原理が問い直されたフランスでコントは個人ではなく家族を社会の基礎と考えたが、長谷川報告は、『実証哲学講義』と『実証政治学体系』での家族論には顕著な相違があると指摘した。『実証政治学体系』では道德性の形成への注目、生物学的見地から劣等とした女性観の修正、財産相続の否定が見られる。さらに、利他主義を生み出す家族の道德的機能が死と誕生という生命の再生産、つまり生殖(reproduction)に基づいて展開される。生物学(科学)は我々に個としての永続を断念させる。個体の死は我々が発展するために必須である一方、種が永続するためには、各人の死をカバーする新たな生命の誕生、生殖がなければならず、コントはこの種の存続に道德の起源を見出す。彼によれば個的(personnel)ではない本能が、高等動物において発展する。個としてのみ生きることを一時中断し、他者のために生きるという利他主義が生じる。生殖により次世代を生み出す性本能と、生み出されたものへ配慮する母性本能から家庭的情愛(tendresse)が生まれ、社会生活への第一歩が踏み出される。さらには、このような他者への配慮という利他性の萌芽によって、性本能を否定することなく夫婦は単なるセクシャルな関係を超越することが可能となる。つまり夫婦関係を基礎とする家族は、最も本能に近い強力だが道德的に低いエゴイスティックな感情を超えて、愛着、優者への尊敬と下位の者に対する好意、更には服従という、本能から遠く弱いが高貴な道德、利他的な感情に高まり、道德的完成に至る可能性をもつのである。これをコントは、感情をつかさどる脳器官の諸作用を分析する骨相学と主観的知を体系化する社会学によって基礎づけようとしたのである。

以上の第二報告に対しては、討論者より、「我=個人」から出発して社会の生成を説明する方法を否定し、人間の性本能や母性本能から生じる諸関係を社会形成の根源と見なしたコントの家族論は、リプロダクションに導く子宮的編成の中にある女性を、自己決定の自由という自律性付与によって救い出すリベラリズム的手法ではない形で価値づける試みとして重要な意味をもつのではないかという指摘がなされた。また、コントの家族論を十分理解したうえで女性への政治的権利の付与というリベラリズム的解法を選んだミルを考えた場合、彼が擁護する安全の原理とリプロダクションは両立しうるのか、リプロダクションそれ自体が個人の生命(Life)、自由(Liberty)、財産(Property)の安全を脅かす潜在的可能性を帯びているのではないか、という問いが生じるが、山尾報告で強調された「女性独自の利益」の存在はこれに応えるものと考えられる。